

## 『スタートアップファイナンス・M&A ハンドブック』

第1版 補遺 (2025年2月21日最終改訂)

飯島 隆博

<https://www.morihamada.com/ja/people/takahiro-ijijima>

この度は、本書をお手に取っていただき、誠にありがとうございます。

本書がカバーする領域は動きが早く、脱稿・出版以降、いくつかのアップデートすべき情報がございます。主なものについて、以下で、簡単に補足いたします。ご不明点等ございましたら、ご連絡いただければと存じます。

### P90 (株式投資型クラウドファンディング)

2024年11月26日、金融商品取引法施行令等の改正案のパブリックコメントが開始され(【[リンク](#)】)、2025年2月21日に結果が公表された(【[リンク](#)】)。株式投資型CF(第一種少額電子募集取扱業務)等の範囲について、以下の緩和がなされている(2025年2月25日施行)。

- ✓ 発行価額の総額の上限を、1億円未満から5億円未満に引き上げる
- ✓ 発行価額の総額の通算を、(1)募集・少人数私募と(2)適格機関投資家私募・特定投資家私募に区分して行う
- ✓ 投資家一人当たりの払込額の上限を、50万円から、(1)純資産5%、(2)収入金額5%又は(3)50万円のいずれか高い額(最大200万円)に改正
- ✓ 相手方からの求めに応じて行う等の要件を満たす音声通話による業務を可能とする

### P362 (税制適格ストックオプションの権利行使期間)

2024年11月、国税庁「ストックオプションに対する課税(Q&A)」(ストックオプションQ&A)が改訂された(以下「改訂ストックオプションQ&A」という。【[リンク](#)】)。ここで、権利行使期間の基準となる「付与決議の日」とは、ストックオプションの割当てに関する決議の日をいうところ、「割当てに関する決議」は、以下を指すことが明らかにされた(問6)。

- ✓ 募集新株予約権の割当てを受ける者・数を定める決議(会社法243条2項)、又はその後募集事項の決定の決議(同法238条2項)が行われる場合には当該募集事項の決定の決議
- ✓ 総数引受契約を締結する場合には、実質的に対象者に新株予約権が与えられることとなる募集事項の決定の決議(同法238条2項)、又はその後総数引受契約の承認の決議(同法244条3項)が行われる場合には当該総数引受契約の承認の決議

### **P382 (税制適格ストックオプションの内容変更)**

改訂ストックオプション Q&A で、以下の変更であれば、契約の変更後も、その権利行使は当初の契約に従って行われるものと同様と認められるため、税制適格ストックオプションとして取り扱って差し支えないことが明らかにされた (問 10)。

- ✓ 税制適格ストックオプションに係る要件と何ら関係のない事項に関する契約の変更 (例：上場前の権利行使を不可としていたものを可能とする変更)
- ✓ 変更後の契約に従って権利を行使したとしても当初の契約に反した権利の行使とならない場合における契約の変更 (例：権利行使期間を、当初契約の範囲内の別の期間とする変更)

※ この記載から、契約上の権利行使期間の延長は認められないと考えられる。

また、新株予約権に係る登記事項の内容の変更は、税制適格ストックオプションの適用に当たり、考慮されるものではないことが明らかにされた。すなわち、あくまで付与契約により判断されることになると考えられる。

### **P423～425 (ストックオプション開示特例の対象となる子会社・孫会社)**

上記の、金融商品取引法施行令等の改正 (2025 年 2 月 25 日施行) において、ストックオプション開示特例の対象となる相手方の範囲が、以下の通り拡大されている (開示府令 2 条 3 項)。

- ✓ 従前：発行会社の完全子会社・完全孫会社の役職員
- ✓ 改正案：子会社 (他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を直接又は間接に支配している場合の当該会社等。財務諸表等規則 8 条 3 項) の役員・従業員

※ これは、上場会社の株式報酬に関し、有価証券届出書の提出に代えて、臨時報告書の提出をもって募集又は売出しを行うことができる特例制度 (臨報特例) が適用される募集又は売出しの相手方の範囲を、発行会社の完全子会社・完全孫会社以外の子会社の役員・従業員まで拡大すること (開示府令 2 条 1 項) と併せた改正である。

なお、税制適格ストックオプションにおける子会社・孫会社の範囲は、発行会社が発行済株式の総数の 50% 超の株式 (議決権のあるものに限る。) を直接・間接に保有する関係にある法人に引き続き限られている (租特法 29 条の 2 第 1 項柱書、租特令 19 条の 3 第 2 項)。

履歴

2024 年 12 月 9 日

2025 年 2 月 21 日